



医薬品販売制度実態把握調査の結果を公表

厚生省は8月27日、「平成29年度医薬品販売制度実態把握調査」の結果を公表しました。

薬局・店舗販売業の店舗では、要指導医薬品の購入の際に「使用者本人であることの確認があった」は82.9%(前年81.0%、以下同じ)、「(情報提供があった店舗のうち)文書による情報提供があった」は78.0%(75.8%)とされ、さらに第一類医薬品についても「(情報提供があった店舗のうち)文書による情報提供があった」は71.5%(68.2%)となっており、前回調査から若干の改善がみられるものの未だ十分とは言えず、早急な改善が求められる状況です。また、名札による専門家の区別については特に薬局で73.9%(83.3%)、濫用等の恐れがある医薬品を複数購入しようとした時の対応が適切だったケースも61.3%(63.4%)と前回に比べ実施状況が悪化しています。

会員各位におかれては、要指導医薬品及び一般用医薬品販売への対応状況について、いま一度ご確認をお願いいたします。同調査結果の詳細は、厚生労働省HPに掲載されています。

合同記者会見(三師会、四病協)

「消費税問題解消のための提言」発表

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会及び病院関係4団体の会長は、8月29日に合同記者会見を開催し、「消費税問題解消のための提言」を発表し、消費税率10%への引き上げに向けて、医療機関等(病院、診療所、薬局)の控除対象外消費税問題の解消のための新たな税制上の仕組みを提言しました。本会HP他にてご案内予定です。

平成30年7月豪雨における日本薬剤師会の対応について(御礼と報告)

本会は7月7日、災害対策本部を立ち上げ、各被災県薬剤師会への支援体制を構築するとともに広島県への薬剤師派遣を実施いたしました(7月18日より全国に募集開始)。

7月22日から8月6日の間、全国から被災地支援にご協力いただいた薬剤師は27人となりました。多数のお申込みを頂戴し、支援活動にご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

健康サポート薬局研修(e-ラーニング)利用期限にご注意ください

本会が2016年9月から配信している「健康サポート薬局研修e-ラーニング」のご利用期間は、ご登録から2年間です。「健康サポート薬局研修」開始時(2016年9月~)に登録した方は、近日中に利用期限を迎えますので、ご自身の利用期限をご確認ください。

利用期限経過後は、e-ラーニングサイトにログインできなくなり、受講及び受講証明書のダウンロードができなくなります。なお利用期間内にダウンロードするには、**利用期限の【前日 23時 59分まで】**にすべての講座の学習を完了する必要がありますのでご注意ください。

JPALS「専門分野別学識試験(腎臓病薬物療法分野)」の受験申込受付始まる!

JPALSでは、クリニカルラダーレベル5または6の利用者を対象に、専門分野の学識を有しているかどうかを確認する「専門分野別学識試験」(Web試験)を、本年度より実施いたします。本年度の試験は腎臓病薬物療法分野です。10月中に1回のみ受験可能です。受験するには、9月中に申込、受験料の決済手続きが必要です。

- 申込期間: 9月1日(土)~30日(日)
- 試験期間: 10月1日(月)~31日(水)に1回のみ受験可能
- 対象: JPALSのクリニカルラダーレベル5または6の利用者
- 受験料: 10,000円(税別) 但し、日本薬剤師会会員の場合 5,000円(税別)
- 申込方法: JPALSのHPからお申込みください (<https://www.jpals.jp/>)。

※詳しくは、JPALSのHPに掲載している「お知らせ」をご覧ください。

被災会員への義援金にご協力を!

本会では、平成30年7月豪雨で甚大な被害に遭われた会員の皆様をお見舞いするため、義援金を募集しています。送金先は日薬誌9月号のp102に掲載しておりますので、ぜひご協力をお願いします。

なお、会員を対象とした義援金募集とは別に、被災者救援の一助として関係機関に寄付を行う予定です。

- ◆日薬会員の方: FAX送付先変更・中止等のご連絡は**直接、所属の都道府県薬剤師会等**までお願いします。
- ◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合: 中止するFAX番号をご記入の上FAX(03-3353-6270)宛にご返信ください。中止FAX番号()



医薬品販売制度に関する自己点検の実施

本会では、会員薬局・店舗が法令上の医薬品販売ルールを遵守していることを確認していただくよう、本年度も都道府県薬剤師会を通じて自己点検の実施を依頼しました。平成 29 年度医薬品販売制度実態把握調査結果によると、専門家の区分が分かる名札着用率が薬局 73.9%と、必ずしも販売ルールが守られていないとする結果が明らかになりました。本年度も点検表を活用して各薬局で確認していただきたくご協力の程よろしくお願い致します。

中医協、消費税 10%引き上げに向け、薬価・材料関係業界から意見聴取

中医協は 10 月 17 日に総会を開催し、薬価・材料価格の改定に係る関係業界の意見聴取を行いました。薬価関係は、日本製薬団体連合会、米国研究製薬工業会、欧州製薬団体連合会、日本医薬品卸売連合会が出席しました。材料価格関係は、日本医療機器産業連合会、日本医療機器テクノロジー協会、先進医療技術工業会、米国医療機器・IVD 工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会、日本医療機器販売業協会が出席しました。いずれの団体も消費税の引き上げのタイミングに合わせて、薬価および材料価格の改定時期を平成 31 年 10 月にすべきと主張しました。

医薬品医療機器制度部会、薬局・薬剤師のあり方等について議論

厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会は 10 月 18 日、薬局・薬剤師のあり方等について議論しました。

当日は事務局より、薬剤師の職能発揮のため、薬局の担うべき基本的な機能として調剤時のみならず医薬品の服用期間を通じて服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行うこと、患者の服薬状況等に関する情報を必要に応じて処方医等へ提供するよう努めることにより薬物療法の最適化に寄与することを法令上明確にすることが提案されました。

その上で、薬局が地域包括ケアシステムの構築に貢献するとともに患者が自ら薬局を選択しやすくする

等のため、前述の薬局の基本的な機能に加えて、①地域において在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関・薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において主体的な役割を担う薬局や、②がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、高い専門性にに基づき、より丁寧な薬学的管理や特殊な調剤に対応できる薬局であることを明確にすることも提案されました。今後は、薬局の組織ガバナンスの確保等についても引き続き議論されていく予定です。

JPALS 本年度の「実践記録」提出期限 2019 年 1 月 10 日まで

毎年度の実践記録の提出期限は、JPALS の認定薬剤師制度への移行に伴い、毎年 1 月 10 日としています。JPALS をご利用の皆様は、提出漏れのないよう、準備をお願いいたします。

CL レベル 1~4 の方

2018 年 1 月 11 日~2019 年 1 月 10 日までに実践記録を 6 本以上提出

CL レベル 5,6 で本年度が更新年となる方

(認定期間:2016 年 4 月 1 日~2019 年 3 月 31 日)

2019 年 1 月 10 日までの 3 年間に実践記録を 18 本以上提出

◆CL レベル 5,6 で今年度更新ではない方は、引き続き実践記録を提出してください。

◆11 月以降順次、昇格・更新等の詳細についてご案内のメールをお送りいたします。登録メールアドレスを確認いただき、「jpals-system@islms.jp」からのメールが受け取れるようにご準備ください。

「医薬品副作用被害救済制度」PR 動画をご利用ください

PMDA では毎年、「薬と健康の週間」を中心に 12 月までの間、同制度に関する集中広報を実施しています。本年も PR 動画が新たに作成され、本会会員向け HP からダウンロード可能となっておりますので、薬局内での再生等にご利用いただけますと幸いです(会員向け HP>動画配信ページ、オフィシャル Web サイト>広報活動>広報ツール)。

◆日薬会員の方：FAX 送付先変更・中止等のご連絡は直接、所属の都道府県薬剤師会等までお願いします。

◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合：中止する FAX 番号をご記入の上 FAX (03-3353-6270) 宛にご返信ください。

中止 FAX 番号 (- -)